

≫ひとり親家庭のために≪

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

○手当や医療費の助成 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

・児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭の父又は母もしくは養育者に支給される手当です。

* 所得制限があります。

【支給額】 月額10,160円～43,070円（子ども一人の場合）

* 所得や子どもの人数等によって支給額が変わります。

・ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親の子どもを育てている方に医療費の一部が支給される制度です。

令和2年8月診療分から保険診療分の医療費の窓口払いが一部廃止となりました。

* 所得制限があります。

・母子家庭等自立支援給付金

埼玉県では県内の「町村」にお住まいのひとり親家庭のお母さん・お父さんを対象に、安定した就職を支援するための給付事業を実施しています。

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金については西部福祉事務所へお問い合わせください。

◆問合せ先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

住所 坂戸市石井2327-1

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度についても同様の問合せ先です。

・母子相談

母子家庭や寡婦の方の相談や指導を行っています。

【日 時】 月～金曜日（土日、祝日、年末年始はお休みです。）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を借りることができます。

【対 象】 母子（父子）家庭の母（父）、寡婦、父母のない20歳未満の児童
40歳以上の配偶者のない方 * 所得制限があるものもあります。

◆問合せ先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

・ひとり親就労相談

専任の支援員が個別に就労支援を行っています。

【日 時】 月～金（除祝日・年末年始）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

または ハローワーク東松山 TEL 0493-22-0240

住所 東松山市上野本1088-4